

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(2) 本監督指針は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様な状態にあると予想される少額短期保険業者に対して監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。</p> <p>従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、少額短期保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。</p> <p>一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、少額短期保険業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p><u>なお、少額短期保険業制度の導入にあたっては、改正法附則第2条第1項に規定する特定保険業者に対する監督対応及び少額短期保険業者の登録事務対応等、各事務処理が多数混在することとなるが、的確に対応する必要がある。</u></p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(2) 本監督指針は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様な状態にあると予想される少額短期保険業者に対して監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。</p> <p>従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、少額短期保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。</p> <p>一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、少額短期保険業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングにあたっては、「総合指針Ⅱ-1-2 <経営管理> 主な着眼点」に準じ、少額短期保険業者の特性及び規模に応じて、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>また、<u>少額短期保険業者は、特定保険業者が従前していた共済（保険）事業部分の子会社化して設立する場合も想定されるため、着眼点を検証する場合には、少額短期保険業者のみならず、主要株主や持株会社の関与状況にも留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>(2) 総合的なヒアリング（「Ⅲ-1-3 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照）</p> <p>(6) 監督上の対応</p> <p>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には保険業法（以下、「法」という。）第 272 条の 22（主要株主・持株会社にあ</p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングにあたっては、「総合指針Ⅱ-1-2 <経営管理> 主な着眼点」に準じ、少額短期保険業者の特性及び規模に応じて、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>また、<u>着眼点を検証する場合には、少額短期保険業者のみならず、主要株主や持株会社についても、経営に影響を与える場合が想定されるため、その関与状況について留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>(2) 総合的なヒアリング（「Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照）</p> <p>(6) 監督上の対応</p> <p>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には保険業法（以下、「法」という。）第 272 条の 22（主要株主・持株会社にあ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>つてはその必要の限度において法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27) に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 又は法第 272 条の 26 (主要株主・持株会社にあつては法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 14 から法第 271 条の 16 まで又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 29 若しくは法第 271 条の 30) に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>II-2 財務の健全性 II-2-3 早期警戒制度 II-2-3-1 意義</p> <p>少額短期保険業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 272 条の 25 第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない少額短期保険業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みがなされる必要がある。</p> <p>特に、少額短期保険業者は、その純資産額が 1,000 万円(平成 18 年改正施行令附則第 7 条に基づく場合は 500 万円)に満たない場合は、法第 272 条の 26 第 1 項第 1 号に基づき、業務停止命令や登録取消しの要件となることに留意し、以下による行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、少額短期保険業者の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>	<p>つてはその必要の限度において法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27) に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 又は法第 272 条の 26 (主要株主・持株会社にあつては法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 14 若しくは法第 271 条の 16 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 29 若しくは法第 271 条の 30) に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>II-2 財務の健全性 II-2-3 早期警戒制度 II-2-3-1 意義</p> <p>少額短期保険業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 272 条の 25 第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない少額短期保険業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みがなされる必要がある。</p> <p>特に、少額短期保険業者は、その純資産額が 1,000 万円に満たない場合は、法第 272 条の 26 第 1 項第 1 号に基づき、業務停止命令や登録取消しの要件となることに留意し、以下による行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、少額短期保険業者の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>(1) 保険募集態勢</p> <p>① <u>募集人組織を連鎖的に拡大させることを目的とした手数料の設定を行っている場合や、保険募集手数料が保険募集を行う他の募集人の募集実績により加算されるような手数料設定を行っている場合等で、特定商取引法における連鎖販売取引に該当する場合には、同法に基づく対応が図られているか。</u></p> <p>② <u>特定商取引法における連鎖販売取引あるいはそれに類似する取引を行う組織形態においては、募集人に対して過度な販売目標の設定や販売促進がなされることにより、適切な募集態勢が確保されないことが想定される。よって、こうした特殊な募集環境を踏まえ、保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置や募集に際して保険契約の内容のうち重要な事項の適切な説明を確保するための措置等について十分にかつ実効的に整備されているか、また、厳格な内部管理態勢、監査態勢が構築され、実効的に機能しているか。</u></p> <p>③ <u>不適切な募集行為については、下記(2)④のような登録、届出を行っているかという点についても留意すること。</u></p> <p>(3) 少額短期保険募集人の教育、管理、指導</p> <p>⑩ 保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に関して適切な</p>	<p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>(1) 保険募集態勢</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置や募集に際して保険契約の内容のうち重要な事項の適切な説明を確保するための措置等について十分にかつ実効的に整備されているか、また、厳格な内部管理態勢、監査態勢が構築され、実効的に機能しているか。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 少額短期保険募集人の教育、管理、指導</p> <p>⑩ 保険募集を行う社員についても、保険募集に関して適切な教</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>教育、管理、指導等が行われているか。</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</p> <p>特に、改正法施行以降経過措置期間において、改正法附則第 3 条第 2 項第 2 号に規定する特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者が法第 300 条第 1 項第 1 号の説明を適切に行ったことが事後的に検証できる態勢にあるか。</p> <p>(3) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係 (新設)</p>	<p>育、管理、指導等が行われているか。</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</p> <p>特に、改正法施行以降経過措置期間において、<u>保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 22 年 11 月 19 日法律第 51 号)による改正前の改正法附則第 3 条第 2 項第 2 号に規定する特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者が法第 300 条第 1 項第 1 号の説明を適切に行ったことが事後的に検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(3) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>② <u>連鎖販売取引的手法との関係</u></p> <p><u>募集人組織を連鎖的に拡大させることを目的とした手数料の設定を行っている場合や保険募集手数料が保険募集を行う他の募集人等の募集実績により加算されるような手数料設定を行っている場合、特に特定商品取引法における連鎖販売取引あるいはそれに類似する手法を用いて保険商品の販売を行う場合においては、募集人等となる保険契約者に対して利益を約すること等「特別利益の提供」に該当するものとなっていないか。</u></p> <p><u>なお、この場合には、保険募集に従事する者が法第 2 条第 22 項に規定する少額短期保険募集人であるかについても留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>② 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>④ 規則第 234 条第 1 項第 16 号関係</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 16 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 1 の規定に基づく措置とする。</p> <p>(9) その他</p> <p>① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、</p> <p>ア. 業績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置が講じられているか。</p> <p>イ. 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免</p>	<p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>④ 規則第 234 条第 1 項第 16 号関係</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 16 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</p> <p>(9) その他</p> <p>① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、<u>以下のような措置が講じられているか。</u></p> <p>ア. 業績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置。</p> <p>イ. 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、少額短期保険募集人の訪問や少額短期保険業者が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と通信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。</p> <p>ウ. <u>また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、少額短期保険募集人の同行や少額短期保険業者等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>例えば、当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。</u></p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定</p>	<p>許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、少額短期保険募集人の訪問や少額短期保険業者が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と通信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置。</p> <p>ウ. 保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、少額短期保険募集人の同行や少額短期保険業者等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置。</p> <p>エ. <u>当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置。</u></p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、以下のいずれかを提出させることによる確認</p> <p>③ 全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(2) 少額短期保険業者は、令第 1 条の 6 及び令第 38 条の 9 に規定する一の保険契約者についての一の被保険者あたりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限並びに規則第 211 条の 31 に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る総保険金額をシステム等<u>の方法により</u>名寄せや集計を行ったうえでの確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-8-1 意義</p> <p>少額短期保険業者が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与や</p>	<p>期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、以下のいずれかの提出を求めることによる確認</p> <p>③ 全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかの提出を求めることによる確認</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(2) 少額短期保険業者は、令第 1 条の 6 及び令第 38 条の 9 に規定する一の保険契約者についての一の被保険者あたりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限並びに規則第 211 条の 31 に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る総保険金額をシステム等<u>を用いて</u>名寄せや集計を行ったうえでの確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-8-1 意義</p> <p>少額短期保険業者が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与や</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>マネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>	<p>マネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p> <p><u>(注) 取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(24 年 10 月金融庁)を参考にすること。</u></p>
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>少額短期保険業者に対し継続的に財務会計情報や流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、少額短期保険業者の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</p> <p>特に、少額短期保険業者は、その純資産額が 1,000 万円(平成 18 年改正施行令附則第 7 条に基づく場合は 500 万円)に満たない場合は、法第 272 条の 26 第 1 項第 1 号に基づき、業務停止命令や登録取消しの要件となることに留意し、問題があると認められる場合は以下のモニタリングに限らず、機動的にヒアリングを実施するよう留意する。</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>少額短期保険業者に対し継続的に財務会計情報や流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、少額短期保険業者の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</p> <p>特に、少額短期保険業者は、その純資産額が 1,000 万円に満たない場合は、法第 272 条の 26 第 1 項第 1 号に基づき、業務停止命令や登録取消しの要件となることに留意し、問題があると認められる場合は以下のモニタリングに限らず、機動的にヒアリングを実施するよう留意する。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-1-5 内部委任等</p> <p>Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p><u>また、財務局長は、各四半期末現在における少額短期保険業者の状況について、別紙様式Ⅶ-4 によりとりまとめたうえで各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>(2) 法第 272 条の 2 第 1 項の規定による登録申請書を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。</p> <p>Ⅲ-1-5-3 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任</p> <p>(3) 法第 272 条の 21 第 1 項の規定による届出の受理に関する事務(事後届出に限る。)</p> <p>これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。)宛提出させるものとする。</p> <p>Ⅲ-1-5-4 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について</p> <p>銀行の営業免許等を行う金融庁長官(登記機関)は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対</p>	<p>Ⅲ-1-5 内部委任等</p> <p>Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 法第 272 条の 2 第 1 項の規定による登録申請書及び法第 272 条の 7 の規定による変更の届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。</p> <p>Ⅲ-1-5-3 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任</p> <p>(3) 法第 272 条の 21 第 1 項の規定による届出の受理に関する事務(事後届出に限る。)</p> <p>これらの事項に関する申請書及び届出書等の宛先は、管轄財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。)とする。</p> <p>Ⅲ-1-5-4 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について</p> <p>銀行の営業免許等を行う金融庁長官(登記機関)は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。</p> <p>従って、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を別紙様式Ⅶ-5により取りまとめ、これをその年の4月末日までに監督局に報告するものとする。</p> <p>Ⅲ-1-7-2 報告</p> <p>(1) 少額短期保険業者に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅶ-6）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。</p> <p>(2) 各財務局管内における1年間の苦情受付件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までに金融庁担当課に報告するものとする（別紙様式Ⅶ-7）。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第211条の3第4号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-7少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p>	<p>し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。</p> <p>従って、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を別紙様式Ⅶ-4により取りまとめ、これをその年の4月末日までに監督局に報告するものとする。</p> <p>Ⅲ-1-7-2 報告</p> <p>(1) 少額短期保険業者に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅶ-5）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。</p> <p>(2) 各財務局管内における1年間の苦情受付件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までに金融庁担当課に報告するものとする（別紙様式Ⅶ-6）。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第211条の3第4号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-7少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>なお、法第 272 条の 7 に基づく変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> <p>③ 登録にあたって、少額短期保険業者として申請を行う会社が、持株会社の子会社として申請する場合や、主要株主基準値以上の数の議決権を一の株主に保有された会社として申請する場合は、法第 272 条の 31 第 1 項又は法第 272 条 35 第 1 項の規定に基づき、少額短期保険業者の<u>会社設立前に内閣総理大臣の承認が必要であることに留意する。</u></p> <p>④ 法第 272 条の 4 第 1 項第 11 号に規定する少額短期保険業者を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリング実施の際、次の点を確認するものとする。</p> <p>ア. 業務の的確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</p> <p>イ. 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。（（ア）及び（エ）については、保険計理人の関与状況含む。）</p> <p>（ア） 経営管理</p> <p>（イ） 保険募集管理（募集人に対する教育・管理・指導）</p>	<p>なお、法第 272 条の 7 に基づく変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p> <p>③ 登録にあたって、少額短期保険業者として申請を行う会社が、持株会社の子会社として申請する場合や、主要株主基準値以上の数の議決権を一の株主に保有された会社（<u>法第 2 条の 2 により主要株主基準値以上の数の議決権を一の者に保有されているとみなされる場合を含む。</u>）として申請する場合は、法第 272 条の 31 第 1 項又は法第 272 条の 35 第 1 項の規定に基づき、少額短期保険業者の<u>登録前に内閣総理大臣の承認が必要であることに留意する。</u></p> <p>④ 法第 272 条の 4 第 1 項第 11 号に規定する少額短期保険業者を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリング実施の際、次の点を確認するものとする。</p> <p>ア. 業務の的確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</p> <p>イ. 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。（（ア）及び（エ）については、保険計理人の関与状況含む。）</p> <p>（ア） 経営管理</p> <p>（イ） 保険募集管理（募集人に対する教育・管理・指導）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(ウ) 保険金等支払管理</p> <p>(エ) 財務の健全性確保（責任準備金等積立金、支払余力基準等）</p> <p>(オ) リスク管理（商品開発、再保険、保険引受、流動性等）</p> <p>(カ) 電算システム管理（名寄せシステム等）</p> <p>(キ) 顧客管理（顧客情報管理を含む。）</p> <p>(ク) 法令等遵守</p> <p>(ケ) 苦情・トラブル処理</p> <p>(コ) 内部監査</p>	<p>(ウ) 保険金等支払管理</p> <p>(エ) 財務の健全性確保（責任準備金等積立金、支払余力基準等）</p> <p>(オ) リスク管理（商品開発、再保険、保険引受、流動性等）</p> <p>(カ) 電算システム管理（名寄せシステム等）</p> <p>(キ) 顧客管理（顧客情報管理を含む。）</p> <p>(ク) 法令等遵守</p> <p>(ケ) 苦情・トラブル処理</p> <p>(コ) 内部監査</p>
<p>(新設)</p> <p>ウ. 申請者が法第 272 条の 4 第 1 項第 11 号に掲げる少額短期保険業を的確に業務遂行できる態勢の審査にあたっては、以下の役員又は使用人等の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合</p>	<p>ウ. <u>取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに、以下の事項に該当する者があることにより、少額短期保険業の信用を失墜させるおそれがないか。</u></p> <p>(ア) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。</u></p> <p>(イ) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団と密接な関係を有すること。</u></p> <p>エ. 申請者が法第 272 条の 4 第 1 項第 11 号に掲げる少額短期保険業を的確に業務遂行できる態勢の審査にあたっては、以下の役員又は使用人等の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満た</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>理的理由について聴取することとする。</p> <p>(ア) 本部機能を有する部門に、保険業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、保険業務を3年以上経験した者であるか。</p> <p>(イ) 保険計理人の要件については、規則第211条の49に基づく基準を満たしているか。</p> <p><u>また、規則附則第3条に規定する経過措置による基準によつて</u><u>いる場合は、保険数理に関する業務に従事した期間（3年又は5年）の審査とともに現に保険数理に従事することが可能であるか。</u></p> <p>(ウ) 保険募集管理部門、保険金等支払管理部門、財務管理部門、リスク管理部門及び内部監査部門のそれぞれに、保険業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p>(エ) 法令等遵守の管理部門に、保険業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p><u>エ.</u> 内部監査部門は、少額短期保険業務を行う全ての部門に対して十分な相互牽制機能が働く体制となっているか。</p> <p>⑤ <u>登録申請者（改正法附則第2条の規定により特定保険業を行う者を除く。）</u>に対しては少額短期保険業者登録簿に登録され、法第272条の5に基づき供託又は保証委託契約の締結を行った旨の届出を行うまでは一切の営業活動を行わないように注意喚起するものとする。</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p>	<p>す必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(ア) 本部機能を有する部門に、保険業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、保険業務を3年以上経験した者であるか。</p> <p>(イ) 保険計理人の要件については、規則第211条の49に基づく基準を満たしているか。</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ) 保険募集管理部門、保険金等支払管理部門、財務管理部門、リスク管理部門及び内部監査部門のそれぞれに、保険業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p>(エ) 法令等遵守の管理部門に、保険業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p><u>オ.</u> 内部監査部門は、少額短期保険業務を行う全ての部門に対して十分な相互牽制機能が働く体制となっているか。</p> <p>⑤ 登録申請者に対しては少額短期保険業者登録簿に登録され、法第272条の5に基づき供託又は保証委託契約の締結を行った旨の届出を行うまでは一切の営業活動を行わないように注意喚起するものとする。</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-8による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-2 供託金</p> <p>(1) 供託金又は保証委託契約の届出</p> <p>法第 272 条の 5 第 5 項の規定により、供託又は保証委託契約の締結を行った旨を届け出た後でなければ業務を開始してはならないこと、及び保証委託契約については、令第 38 条の 5 に規定する内容でなければならないことから、供託等届出がある場合は内容を審査のうえ、問題がなければ業務を開始してよい旨の連絡を行うこと。</p> <p>また、<u>令第 38 条の 4 第 2 号に規定する改定日までに同条同号に規定する金額の供託又は保証委託契約の締結が行われているか確認し、問題がなければ改定日以降の業務を継続してよい旨の連絡を行うこと。</u></p> <p>(2) 保管証書の取扱い</p> <p>規則第 211 条の 10 第 5 項に基づく保管証書は、別紙様式Ⅰ-19によるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>⑥ 代申業者の申請等</p>	<p>④ 少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶ-7による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-2 供託金</p> <p>(1) 供託金又は保証委託契約の届出</p> <p>法第 272 条の 5 第 5 項の規定により、供託又は保証委託契約の締結を行った旨を届け出た後でなければ業務を開始してはならないこと、及び保証委託契約については、令第 38 条の 5 に規定する内容でなければならないことから、供託等届出がある場合は内容を審査のうえ、問題がなければ業務を開始してよい旨の連絡を行うこと。</p> <p>また、<u>規則第 211 条の 10 第 2 項又は規則 211 条 11 第 1 項若しくは第 3 項の届出を令第 38 条の 4 第 2 号に規定する改定日までに提出するよう求めること等により、当該改定日までに同条同号に規定する金額の供託又は保証委託契約の締結が行われているか確認し、問題がなければ改定日以降の業務を継続してよい旨の連絡を行うこと。</u></p> <p>(2) 保管証書の取扱い</p> <p>規則第 211 条の 10 第 5 項に基づく保管証書は、別紙様式Ⅰ-18によるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>⑥ 代申業者の申請等</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ア. 少額短期保険募集人について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等（電子情報処理組織によるものを含む。）を、少額短期保険募集人が所属する少額短期保険業者の主たる事務所を管轄する財務局に提出させるものとする。</p> <p>イ. 少額短期保険業者の委託を受けた者について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等（電子情報処理組織によるものを含む。）を、少額短期保険業者の委託を受けた者の主たる事務所を管轄する財務局に提出させるものとする。</p> <p>ウ. 上記ア.、イ. の場合において、それぞれの主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所（以下、「財務事務所等」という。）がある場合は、<u>当該財務事務所等に提出させることができる。</u></p>	<p>ア. 少額短期保険募集人について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等（電子情報処理組織によるものを含む。）を、少額短期保険募集人が所属する少額短期保険業者の主たる事務所を管轄する財務局に提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ. 少額短期保険業者の委託を受けた者について代申業者が代理人として申請等をしようとするときは、当該代申業者の本店が、別紙様式V-1により作成した代申業者の申請等書面等（電子情報処理組織によるものを含む。）を、少額短期保険業者の委託を受けた者の主たる事務所を管轄する財務局に提出するよう求めるものとする。</p> <p>ウ. 上記ア.、イ. の場合において、それぞれの主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所（以下、「財務事務所等」という。）がある場合は、<u>提出先を当該財務事務所等にする</u>ことができる。</p>
<p>⑦ 申請書類又は届出書の提出</p> <p>イ. 申請等に電子申請・届出システムを利用する場合には、当該申請等に必要な添付書類を別途郵送等により送付させるものとする。なお、その場合に、電子申請・届出システムによる申請等との照合を容易にする観点から、以下⑧により提出する電子ファイルの様式中の整理番号を、別途郵送等により送付されるそれぞれの添付書類に判別可能となるように記載等のうえ、<u>提出させる</u>こととする。</p>	<p>⑦ 申請書類又は届出書の提出</p> <p>イ. 申請等に電子申請・届出システムを利用する場合には、当該申請等に必要な添付書類を別途郵送等により送付するよう求めるものとする。なお、その場合に、電子申請・届出システムによる申請等との照合を容易にする観点から、以下⑧により提出する電子ファイルの様式中の整理番号を、別途郵送等により送付されるそれぞれの添付書類に判別可能となるように記載等のうえ、<u>提出するよう求める</u>こととする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>オ. 上記ウ.、エ. の場合において、それぞれの主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等がある場合は、<u>当該財務事務所等に提出させる</u>ことができる。</p> <p>⑧ 少額短期保険募集人の登録届出申請データについて 法第 277 条第 1 項に規定による少額短期保険募集人の登録の申請及び法第 277 条第 1 項各号に掲げる事項について変更があったときの法第 280 条第 1 項の規定による届出及び法第 302 条の規定による届出の際には、金融庁、財務局が提供する電子ファイル様式により、少額短期保険募集人及び所属少額短期保険業者に関するデータ（以下、「登録届出申請データ」という。）を整備のうえ、併せて提出<u>させる</u>ものとする。</p> <p>⑨ 登録申請の審査基準等 エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、<u>補正させる</u>。</p> <p>⑩ 登録申請書の添付書類 ウ. イ.（イ）b. に規定する書面は、別紙様式 V-2 により作成し、提出<u>させる</u>ものとする。</p> <p>(5) 変更等の届出等 ① 登録申請書の記載事項の変更届出（法第 280 条第 1 項第 1 号</p>	<p>オ. 上記ウ.、エ. の場合において、それぞれの主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等がある場合は、<u>提出先を当該財務事務所等に</u>することができる。</p> <p>⑧ 少額短期保険募集人の登録届出申請データについて 法第 277 条第 1 項の規定による少額短期保険募集人の登録の申請及び法第 277 条第 1 項各号に掲げる事項について変更があったとき等の法第 280 条第 1 項の規定による届出及び法第 302 条の規定による届出（<u>少額短期保険募集人の廃業に伴い当該少額短期保険募集人の役員・使用人が保険募集を行わなくなったときの届出を除く。</u>）の際には、金融庁、財務局が提供する電子ファイル様式により、少額短期保険募集人及び所属少額短期保険業者に関するデータ（以下、「登録届出申請データ」という。）を整備のうえ、併せて提出<u>するよう求める</u>ものとする。</p> <p>⑨ 登録申請の審査基準等 エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、<u>補正を求める</u>。</p> <p>⑩ 登録申請書の添付書類 ウ. イ.（イ）b. に規定する書面は、別紙様式 V-2 により作成し、提出<u>するよう求める</u>ものとする。</p> <p>(5) 変更等の届出等 ① 登録申請書の記載事項の変更届出（法第 280 条第 1 項第 1 号</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の届出)</p> <p>代申業者が代理人として法第 280 条第 1 項第 1 号に係る届出（以下、「変更届出」という。）をするとき、少額短期保険募集人に係る当該変更等の事実を確認した上で、当該保険募集人を現に登録している財務局に提出させるものとする。</p> <p>③ (1)⑧により提出を受けた少額短期保険募集人の登録届出申請データの内容に変更が生じている場合には、変更届出の際に、当該電子ファイルの変更データを併せて提出させ、(2)の登録簿を常に最新の状態に保つものとする。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① 代申業者が代理人として法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号に係る届出（以下、「廃業等届出」という。）をときは、少額短期保険募集人に係る当該廃業等の事実を確認した上で、当該少額短期保険募集人を現に登録している財務局に提出させるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-5 子会社</p> <p>少額短期保険業者は、他業からのリスク遮断の観点から専業が原則とされているが、子会社の業務範囲も同様の観点から制限されており、少額短期保険業者は少額短期保険業に付随・関連する業務を行う会社以外の会社を子会社とすることはできないこと及び当該付随・関連する業務を行う会社を子会社とする場合は、法第 272 条の</p>	<p>の届出)</p> <p>代申業者が代理人として法第 280 条第 1 項第 1 号に係る届出（以下、「変更届出」という。）をときは、少額短期保険募集人に係る当該変更等の事実を確認した上で、当該保険募集人を現に登録している財務局に提出するよう求めるものとする。</p> <p>③ (1)⑧により提出を受けた少額短期保険募集人の登録届出申請データの内容に変更が生じている場合には、変更届出の際に、当該電子ファイルの変更データを併せて提出するよう求め、(2)の登録簿を常に最新の状態に保つものとする。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① 代申業者が代理人として法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号に係る届出（以下、「廃業等届出」という。）をときは、少額短期保険募集人に係る当該廃業等の事実を確認した上で、当該少額短期保険募集人を現に登録している財務局に提出するよう求めるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-5 子会社</p> <p>少額短期保険業者は、他業からのリスク遮断の観点から専業が原則とされているが、子会社の業務範囲についても同様の観点から制限されており、少額短期保険業者は少額短期保険業に付随・関連する業務を行う会社以外の会社を子会社とすることはできない。また、当該付随・関連する業務を行う会社を子会社とする場合は、法第 272</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>14に基づき事前承認が必要<u>であるが</u>、以下の点に留意する。</p> <p>Ⅲ-2-5-1 子会社の承認申請 少額短期保険業者から子会社とすることの承認申請にあたっては別紙様式 I - <u>30</u> に規則第 211 条の 35 第 1 項に規定する書類を添付し、提出させるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-5-2 子会社の承認審査 承認審査にあたっては、法第 272 条の 14、規則第 211 条の 34 に規定する業務であるか、規則第 211 条の 35 第 2 項に<u>基づき</u>審査するものとするが、申請少額短期保険業者が少額短期保険子会社対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること及び当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができることについて、合理的な根拠があるかどうか確認すること。</p> <p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 持株会社を設立して当該会社の子会社による少額短期保険業者としての登録申請をしようとするもの等は法第 272 条の 35 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 272 条の 36 及び規則第 211 条の 75 に規定する書類等が法第 272 条の 37 に該当するかどうか審査するものとする。</p>	<p>条の 14 に基づき事前承認が必要となる。<u>そのため子会社の承認にあたっては</u>、以下の点に留意する。</p> <p>Ⅲ-2-5-1 子会社の承認申請 少額短期保険業者から子会社とすることの承認申請にあたっては別紙様式 I - <u>29</u> に規則第 211 条の 35 第 1 項に規定する書類を添付し、提出するよう<u>求めるものとする</u>。</p> <p>Ⅲ-2-5-2 子会社の承認審査 承認審査にあたっては、法第 272 条の 14、規則第 211 条の 34 に規定する業務であるか、規則第 211 条の 35 第 2 項の<u>基準に適合するかを</u>審査するものとするが、申請少額短期保険業者が少額短期保険子会社対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること及び当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができることについて、合理的な根拠があるかどうか確認すること。</p> <p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 持株会社を設立して当該会社の子会社による少額短期保険業者としての登録申請をしようとするもの等は法第 272 条の 35 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 272 条の 36 及び規則第 211 条の 75 に規定する書類等が法第 272 条の 37 に該当するかどうか審査するものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、規則第 211 条の 86 第 2 項第 3 号に規定する届出についても履歴書と住民票の抄本を併せて提出させることとする。</p> <p>Ⅲ－2－7－2 少額短期保険持株会社の業務範囲及び子会社の範囲等 少額短期保険持株会社については、法第 272 条の 38 の規定により、他の業務を営むことはできない。法第 272 条の 39 に基づく少額短期保険業者等以外の会社を子会社としようとする場合は同条第 2 項に規定する申請書を提出させ、同条第 3 項に基づき、審査するものとする。</p> <p>Ⅲ－2－7－3 少額短期保険主要株主に係る承認等 主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第 272 条の 31 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 272 条の 32 及び規則第 211 条の 72 に規定する書類等が法第 272 条の 33 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本を併せて提出させ</p>	<p>なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとし、規則第 211 条の 86 第 2 項第 3 号に規定する届出についても履歴書と住民票の抄本を併せて提出するよう求めることとする。</p> <p>Ⅲ－2－7－2 少額短期保険持株会社の業務範囲及び子会社の範囲等 少額短期保険持株会社については、法第 272 条の 38 の規定により、他の業務を営むことはできない。法第 272 条の 39 に基づく少額短期保険業者等以外の会社を子会社としようとする場合は同条第 2 項に規定する申請書の提出を求め、同条第 3 項に基づき、審査するものとする。</p> <p>Ⅲ－2－7－3 少額短期保険主要株主に係る承認等 主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第 272 条の 31 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 272 条の 32 及び規則第 211 条の 72 に規定する書類等が法第 272 条の 33 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、住民票の抄本については、申請者が少額短期保険業者である場合は、財務局が特に必要と認められた者に限り提出を求めることとし、また、申請者が保険</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>ることとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-8 取締役等の兼職制限 Ⅲ-2-8-1 取締役等の兼職承認申請 取締役等の兼職承認申請にあたっては別紙様式 I-3 に規則第 211 条の 23 第 1 項に規定する書類を添付し、提出<u>させるもの</u>とする。</p> <p>Ⅲ-2-10 付随業務・関連業務の取扱い Ⅲ-2-10-1 付随業務 法第 272 条の 11 第 1 項に規定する付随業務とは法で他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>Ⅲ-2-10-2 関連業務 (1) 関連業務の承認申請 少額短期保険業者から関連業務の承認申請にあたっては別紙様式 I-7 に規則第 211 条の 25 第 2 項に規定する書類を添付し、提出<u>させるもの</u>とする。</p>	<p><u>会社である場合は、常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）以外の者について提出を求めることとする。</u>。 <u>また、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出を併せて求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-8 取締役等の兼職制限 Ⅲ-2-8-1 取締役等の兼職承認申請 取締役等の兼職承認申請にあたっては別紙様式 I-3 に規則第 211 条の 23 第 1 項に規定する書類を添付し、提出<u>するよう求めるもの</u>とする。</p> <p>Ⅲ-2-10 付随業務・関連業務の取扱い Ⅲ-2-10-1 付随業務 法第 272 条の 11 第 1 項に規定する付随業務<u>について、法で他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。</u></p> <p>Ⅲ-2-10-2 関連業務 (1) 関連業務の承認申請 少額短期保険業者から関連業務の承認申請にあたっては別紙様式 I-7 に規則第 211 条の 25 第 2 項に規定する書類を添付し、提出<u>するよう求めるもの</u>とする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>IV-5 商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施</p> <p>保険商品審査においては、<u>少額短期保険業者からの要望がある場合には事前の意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある届出案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。</u></p>	<p>IV. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>IV-5 商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施</p> <p>保険商品審査において、<u>少額短期保険業者から審査手続を円滑に進めるため事前の意見交換の要望がある場合には、別紙様式Ⅱ-9により作成した商品概要書、数理概要書等の提出を求めて意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある届出案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。</u></p>